

2019年9月13日  
株式会社日本政策金融公庫

**令和元年台風第15号により被害を受けた中小企業・小規模事業者の  
皆さまを対象に「災害復旧貸付」の取り扱いを開始**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、9月12日付でこのたびの台風第15号により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました(国民生活事業及び中小企業事業)(参考)。

併せて、台風第15号により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、同日付で千葉県内の全支店に「令和元年台風第15号による災害に関する特別相談窓口」<sup>※</sup>を設置しました。

日本公庫は、このたびの台風により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

※「令和元年台風第15号による災害に関する特別相談窓口」のお問い合わせ先

千葉県	千葉支店	国民生活事業	TEL : 043-241-0078
		中小企業事業	TEL : 043-243-7121
	船橋支店	国民生活事業	TEL : 047-433-8252
	館山支店		TEL : 0470-22-2911
松戸支店	TEL : 047-367-1191		

## 主な融資制度

### 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融 資 限 度 額	3 千万円（※ 1）	1 億 5 千万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	1 0 年以内（2 年以内）（※ 2）	

（※ 1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乘せされる金額です。

（※ 2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間 1 5 年以内（うち据置期間 2 年以内）です。

（注）このたびの台風により住居に被害を受け、市町村等から災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置（融資期間の延長等）を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。